

# 大飯原発運転差し止め裁判勝利!

## 福井の原告・弁護団を迎えて 5・26緊急集会

---

### 【ゲスト】

- 原告団 今大地はるみさん（敦賀市議）  
原告団 小野寺恭子さん（原告団事務局）  
弁護団 安部 剛弁護士（弁護団事務局次長）

### 【内容】

- ・ 5月22日関電申し入れ行動の紹介
- ・ 原告の思い 今大地はるみさん  
小野寺恭子さん
- ・ 判決の内容と意義について 安部剛弁護士
- ・ 質疑
- ・ 関西の今後の活動について

★ 6月4日（水）午後2：30～ 国相手の裁判 大飯原発運転停止を求める行政訴訟  
第10回法廷 大阪地裁202号法廷  
終了後に報告・交流会 大阪弁護士会館 1002号室

2014. 5. 26 エル・おおさか  
主催：おおい原発止めよう裁判の会



5月21 勝利判決報告会



2014年5月21日 判決当日 福井地裁へ



5月22日 関電本店前



5月22日 交流会 大阪弁護士会

## 「頂門の一針」・英断判決への声明

5月21日、福井地方裁判所は、関西電力に対して、大飯3・4号機の運転差し止めを命じる判決を言い渡した。

同判決は、原発の「必要神話」や「安全神話」の理不尽な復活と「フクシマ」の意図的な風化に対する「頂門の一針」であり、司法の面目をほどこした英断である。また、世界一の原発密集地帯の福井県において、その地元裁判所によって言い渡された本判決の意義ははかりしれない。とくに、「本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」という本判決の指摘は、高い倫理性を表明していて感動的である。

「フクシマ」がまざまざと実証しているように、未来世代にまで及ぶ「人格権」と「環境権」を侵害し、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）や「生命・自由・幸福」（同13条）を奪い尽くす原発が本質的に違法的な存在であることを、わたしたち原告は公判で訴え続けてきた。

さらに、累計50万人をこえた被曝労働者の存在、使用済み核燃料・「死の灰」の増加と後世代へのツケ回し、わが地震列島の動乱期ともなう「第二・第三のフクシマ」連発の可能性などを無視し、そもそも大電力消費圏による過疎地域への原発群の押し付けという差別的な構造を温存したまま、原発の再稼働や延命を容認することはもはや許されない。原発の海外輸出にたいする倫理的責任も問われている。

ほとんど失われかけていた司法への信頼に大光明を点じた本判決に励まされ、喜びを分かち合いながら、「住民・地方自治と国民主権」（憲法の眼目）の本領を取り戻して、立法や行政に強力にはたらきかけるとともに、地元の原発関連の雇用や経済を転換し、真に安全安心な自然環境と生活が保証される「原発ゼロ社会」を、国内外の広範な市民と連帯しつつめざしていきたい。

2014年5月21日

「福井から原発を止める裁判の会」原告団

## 大飯原発 3、4 号機運転差止訴訟福井地裁判決を 受けての弁護士声明

福井地裁は、本日、関西電力に対し、大飯原発 3、4 号機の運転差止めを命じる判決を言い渡しました。

本判決は、福島第一原発事故後初めての運転差止訴訟判決になりますが、私たちは、司法が原発の抱える本質的な危険性を認めたものと評価しています。

本判決は、おおむね、以下の理由から、大飯原発 3、4 号機の運転差止めを命じました。

①ストレステストの基準とされた 1260 ガルを超える地震も起こりうると判断した。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ない、地震は太古の昔から存在するが、正確な記録は近時のものに限られ、頼るべき過去のデータはきわめて限られていることを指摘した。

②700 ガルを超えて 1260 ガルに至らない地震について、被告はイベントツリーを策定してその対策をとれば安全としているが、イベントツリーによる対策が有効であることは論証されていない。とりわけ、地震によって複数の設備が同時にあるいは相前後して使えなくなったり故障したりすることは機械というものの性質上当然考えられることとした。

③従来と同様の手法によって策定された基準地震動では、これを超える地震動が発生する危険があるとし、とりわけ、4つの原発に5回にわたり想定した基準地震動を超える地震が平成 17 年以後 10 年足らずの間に到来しているという事実を重視した。

④被告は安全余裕があり基準地震動を超えても重要な設備の安全は確保できるとしたが、判決は、基準を超えれば設備の安全は確保できないとした。

⑤地震における外部電源の喪失や主給水の遮断が、700 ガルを超えない基準地震動以下の地震動によって生じ得ることに争いなく、これらの事態から過酷事故に至る危険性がある。

⑥使用済み核燃料は、福島原発事故において最も重大な被害をもたらすおそれがある

るとされ原子炉格納容器ほどの堅牢な施設に囲われることなく保存されているため、危険である。

これらの理由のうち、①から④と⑥は、大飯原発 3、4 号機のみならず、全国の原発すべてにあてはまるものであり、また、②のうち主給水の遮断が基準地震動以下の地震動によって生じ得ることについては、加圧水型の原発すべてにあてはまるものです。

このように本判決は、大飯原発 3、4 号機に限らず、原発が抱える本質的な危険性を認めたと評価できます。

原子力規制委員会の適合性審査の下、川内原発や高浜原発の再稼働が強行されようとしています。川内原発や高浜原発を含むすべての原発は、本判決が指摘する危険性を有しているため、再稼働することは認められません。

また、関西電力は、大飯原発や高浜原発の基準地震動を 2 割から 3 割程度引き上げて耐震工事を行うことを明らかにしていますが、本判決は、現在行われている基準地震動の策定手法自体を否定しているのであり、このような場当たりの対応によって、本判決が指摘する危険性を否定することはできません。

これまで原発を容認してきたも同然であった司法は、市民感覚に沿って、福島第一原発事故とその被害の深刻な現実を目の当たりにして、「地震という自然の前における人間の能力の限界」を認める画期的な判断を下したものとすることができます。国、福井県、おおい町その他の原発立地自治体、関西電力その他の事業者も判決を機に福島第一原発事故という現実を見つめ直し、原発推進・依存から脱却することを求めます。

2014 年(平成 26 年)5 月 21 日

大飯原発運転差止訴訟弁護団 団長

佐藤辰弥

### 大飯原発3. 4号機運転差止裁判（福井地裁）の流れ



2012年11月30日：原告154人が福井地裁に大飯原発3.4号機差止を提訴

2013年2月15日：第1回口頭弁論

訴訟要旨陳述：(★安部弁護士)

意見陳述：海渡弁護士「裁判所は同じ過ちを繰り返さないで」

意見陳述：敦賀現地から、今大地晴美さん「経済と命を天秤にかけないで！」

2013年3月11日：2次提訴 原告35名 1次提訴と合わせ189名の原告

2013年4月24日：第2回口頭弁論

準備書面1「放射性廃棄物・使用済み燃料の危険性」(★鹿島弁護士)

意見陳述：小浜から、中畠哲演さん「大飯原発3.4号機の即時停止を！」

2013年7月24日：第3回口頭弁論

準備書面2「地震・津波と制御棒挿入時間」

準備書面.3「立証責任」(★小島弁護士)

意見陳述：福島から金沢へ避難されている浅田正文さん「第2の人生を奪った原発事故」

2013年10月8日：第4回口頭弁論

準備書面4「地震の危険」

準備書面5「津波による多重防護機能の喪失」

準備書面6「避難道路の問題」(★寺田弁護士)

準備書面7「技術的危険」

意見陳述：高浜から東山幸弘さん「原子力災害の避難について」

2013年12月19日：第5回口頭弁論

準備書面8「主にディーゼル発電機について、被告が公表した資料からわかる範囲の情報、及びさらなる情報開示の不可欠性について」

準備書面 9「津波による施設破壊の危険」

準備書面 10「スライド集 原発事故による被害」(★鹿島弁護士)

意見陳述 福島から水戸に避難している木田節子さん「福島で起こっていること」

2014年1月22日：第6回口頭弁論

準備書面 11「12月25日付 求釈明に対する回答」(本件原発の敷地に活断層があるか、そうでないとしても、地盤が変形する危険があること)  
(★鹿島弁護士)

準備書面 12 (過去に、基準地震動を上回る地震が原発を襲った事例が5つあること)

意見陳述：大阪から、反原発運動の草分けである故水戸巖氏夫人水戸喜世子氏「大飯原発で事故が起きれば琵琶湖に多大な影響が及ぶこと」

2014年3月5日 第7回口頭弁論

準備書面 13, 14 (13=地震用語の説明、14=本件原発において想定すべき地震の程度 (★内山、只野弁護士))

意見陳述・小浜から世戸玉枝さん「原発を止めることは今の大人の責任です」

2014年3月27日 第8回口頭弁論

準備書面 15～21

15=被告は外部電源等の重要な設備を未だにCクラス扱いにしており、それは重大事故につながりうること

16=使用済核燃料プールの危険性、

17=本件原発に活断層等 (F-6 破砕帯等) がある可能性の補充、

18=本件原発に埋め戻し土が使われていることの危険性、

19=被告は未だに従前の手法で地震を分析していること等

20=第4準備書面の2～3行目の訂正

21=中越沖地震・東北地方太平洋沖地震について (★内山弁護士)

意見陳述・敦賀から山本雅彦さん「司法は公平・公正な判断を！(大飯原発の活断層等について)」

2014年5月21日 判決 勝訴

★印は、期日にて当該弁護士がその準備書面のプレゼンテーションを行ったことを示す。

福井から原発を止める裁判の会事務局 小野寺恭子



関西電力大飯発電所3, 4号機の再稼働が決定したとき、野田首相は国民の生活を守るために再稼働をするのだと言い放ちました。

原発銀座とよばれる若狭の地に住むわたしたちにとって、まさにその言葉は、お前たちは国民のために犠牲になってもらうといわれたのと同じです。わたしたちすべての国民は、憲法や地方自治法によって、平等であることや基本的人権を国や地方公共団体によって守られているはずですが。

確かに、原発立地自治体は国からの三法交付金や電力会社からの固定資産税、立地県が定める核燃料税に加え、直接電力会社からばらまかれる寄付金など、いわゆる原発マネーによって財政は潤ってきたかもしれませんが、しかしながらそのメリットは、原子力発電所内で起こる様々な事故によってもたらされる放射能汚染というとても大きく大きなリスクの上に成り立っているのです。

原発マネーという甘い蜜は、立地自治体の住民に雇用と経済の活性化を与えてはくれましたが、わたしたちは、その甘い蜜が麻薬であることに長い間、気が付かないまま・・・いえ、気が付いてはいたけれど、実際は声を上げることができなかったのです。地域で暮らす住民の多くが何らかの形で、原発に依存しなければ生活できなかったからです。原発は怖い、放射能も怖いと心の中ではつぶやけても、家族の誰かや、友人、知人、親類の誰かが原発で働いているという現実の前では、見ざる、聞かざる、言わざるを通さなければ、暮らしてこれなかったのです。

わたし自身もそうやって長い間、声をだせずに敦賀という原発立地自治体で暮らしてきました。親が、商売で原発に品物を納入し、そのおかげでわたしたち家族は生計を立ててきたからです。わたしが大学まで進めたのもそのお金が、あったからにほかなりません。

わたしの夫は、敦賀市内で小さなおでん屋を営んでいます。その店にも、原発関連の企業や、電力会社で働いている方たちがお客さんとしてやって来ます。見ざる、言わざる、聞かざるでなければ、暮らせない環境に甘んじてきたのが、わたし自身なのです。

原発とおよそ半世紀にわたって生きてきた、わたしたち立地自治体の住民は人間としてとても大切なものを失ってしまいました。失ったというよりむしろ、奪われたというほうが正しいのかもしれませんが。それは「考える力」と「思ったことを口に出せる自由」です。サイレント・マジョリティという言葉があります。声を出せない多数の人々は、国や地方自治体や電力会社にとっては、まことに都合のよい住民ととらえられているのでしょ。実際は、その構図をつくりだしたのがいわゆる、原子カムラと呼ばれる利権構造であったにもかかわらず、わたしたちは声をのみ、耳をふさぎ、見て見ぬふりをしながら、考えることも放棄せざるを得ない状況に、置かれ続けてきました。これが果たして、人間らしい生き方だといえるのでしょうか。その生き方を選んだのは、お前たちだといわれるのはなぜでしょうか。お金をもらっているくせに、となぜ言われ続けられなければ ならないのでしょうか。

原発は沖縄の基地と同じく「差別」が産み出したともいえます。「日本の国民のために」という大義名分によって生み出された差別です。

今もなお、多くのフクシマの人たちが、放射能汚染という見えない恐怖におびえながら、不自由で苦しい生活を余儀なくされています。2年前のフクシマの事故は、この若狭の地に住むわたしたちにとって決して、他人ごとではありません。とくに、若狭地方には活断層がほかの原発立地地域よりはるかに多く存在しているからです。おたまじゃくしのしっぽのように細いこの地に、廃炉が決まっているふげんを含め、15基の原発が集中しています。福井県内の原発でフクシマと同じような事故が起こった時に、逃げる道路も避難する場所さえもないのも同然のところでは生活しているわたしたちには、不安と恐怖が常に付きまとっているのです。

再稼働されてしまった大飯3, 4号機の敷地内でも活断層だと明言する科学者が多数を占めています。しかしながら関西電力は、活断層ではないことを証明するための証拠探しに躍起になって、調査を続けているところです。そして調査を請け負っているのは、原子カムラの一角を担う大企業 三菱マテリアルの子会社である「ダイヤコンサルタント」という会社です。顧客である関西電力の希望通りの調査内容に上げるためにかかる何百億円とも言われる調査費用は、関西電力から電気の供給を受けている人たちの電気料金に上乗せさせられ、関西電力もコンサルタントも三菱マテリアルも原子カムラは、利潤を上げ続けているのです。

わたしたちを取り巻く差別と原子カムラの利権構造がなくならないかぎり、この地で再び、フクシマ原発事故の悲劇が繰り返されることは言うまでもありません。原発の存在は、地域の民主主義を破壊し、地域に住むわたしたちの基本的な人権を侵害しているのです。

わたしは、半世紀にわたり原発と生きてきた町に暮らしているわたしだからこそ、今ここで声を上げなければならぬと決意し、原告に名を連ねました。原発を止めることができるのはこの地域に暮らす住民だと信じているからです。フクシマの原発事故の悲劇をふたたび繰り返さないために、そしてわたしたちの子どもや孫の世代に、放射能汚染という大きなつけを背負わさないために、この美しい若狭の自然を破壊させないために、わたしたちが自由と考える力を取り戻すために、原告として闘い続けます。

最後にこの裁判において、わたしたち住民の命を守るために従来判例にとらわれない適切な審理が行われることを切に願っております。

もう一つ、裁判官のみなさんにぜひ読んでいただきたい本があります。大鹿靖明さんが書かれた、「ドキュメント福島第一原発事故 メルトダウン」というノンフィクションです。ここに書かれているのと同じことが、30秒後、あるいは3日後、1年後かもしれないけれど、フクシマのようなマグニチュード9クラスの地震が起こった場合、この若狭の地でも起きるのだということです。ぜひとも読んでいただいたうえで、わたしたち立地地域の住民がおかれている状況をわかっていただき、審査してください。お願いします。わたしたちの命をどうか守ってください。

こちらの被告席に座っているみなさん 本当に原発を止めることができるのは、あなたがたなのです。関西電力の下請けで働く派遣の作業員の方々の命もここに座っているみなさんの命もわたしたち若狭で暮らす住民の命も命の尊さや重さは、みんな同じだということをおぼえてください。どうか経済や雇用やエネルギーとわたしたちの命を天秤にかけないでください。心からお願いします。これでわたしの意見陳述を終わらせていただきます。

## 5月21日判決を迎えて

「主文、被告は、別紙原告目録1記載の各原告(大飯原発から250キロメートル圏内に居住する166名)に対する関係で、福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1において、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。」

この瞬間、「よっしゃ!」「やったー!」という叫び声と湧き上がるような拍手! 弁護団と原告団の1名ずつが旗出しに法廷を飛び出していく。判決では、今までの口頭弁論ではなかったことだが、3名の裁判所の係官が傍聴席の両側と背後に待機している。彼らが「静かにしてください。静かにしてください」と呼びかける。裁判長は顔色ひとつ変えず拍手と歓声が静まるのを待って先を続ける。裁判長が主文を読み終えると、法廷内のそこかしこから嗚咽が聞こえてきた。福井県原発立地地域に住む中年の女性が眼に涙をためて、後ろにいた知り合いを振り返り「よかった」というふうに唇を動かす。灰色の髪の初老と思われる男性が肩を震わせている。中年の男性が声を上げて泣き始めた。(脱原発弁護団全国連絡会共同代表の河合弁護士はこの瞬間のことを「四十二年間の弁護士人生で、判決を聞いて涙を流したのは初めて」とこの後の報告会で述べている)。

ここで弁護団に判決要旨が配られる。配布し終えたことを見届けると裁判長は判決理由を読み上げる。「ひとたび深刻な事故が起これば・・・」。先の中年男性は上を向いて「ウォーン」とゾウの遠吠えのように泣き続けている。記者会見用に判決要旨を増し刷りするために原告団の2名(小野寺&中嶋)が法廷を出ていった。

オリーブ色の作務衣を着た男性僧侶が静かに傍聴席を立つ。法廷を出る前に深々と裁判長に一礼する姿が視野の隅に映る。福島から福井に避難されていた方だ。

この後、判決理由の朗読中にさらに2度程拍手と歓声が沸き上がる。裁判長はその間も係官が傍聴人を静めるのを待って、淡々と朗読を続けた。

3時43分、判決理由の朗読を終えて裁判長らは退廷。たちまちに法廷は、喜びの声で沸き返った。福井地裁は原発を推進する側の論理を徹底的に退けたのである。

(以上文責：小野寺和彦)

裁判所の前では、弁護士と原告が外に走り出て、傍聴席に入り切れなかった支援者らを前に「差し止め認める」「司法は生きていた」の垂れ幕を空高く掲げると、涙ながらに握手をしたり、抱き合う人、万歳を叫ぶ支援者など歓喜の渦が地裁前を埋め尽くした。

私達はこうして、日本国憲法前文にも値するような素晴らしい判決文を手にした。裁判所は、福井県の嶺南地元の方々、福島から避難された皆さん、そして事故となれば県境を

越えて被害を受けることになる関西住民などの意見陳述での訴えを受け止めてくれた。判決文の根底には、「ノーモア フクシマ」という明確なメッセージがあると感じた。

## ■人格権

人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権と同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。

## ■福島を踏まえた判断は裁判所の責務

### (1) 原子力発電所に求められる安全性

原発の稼働は法的には電気を生み出す一手段である経済活動の自由に属し、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきだ。自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広範に奪われる事態を招く可能性があるのは原発事故以外に想定しにくい。具体的危険性が万が一でもあれば、差し止めが認められるのは当然である。

原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。

私は、この判決文を何度も何度も読み、「司法は生きていた！」という感動、樋口裁判長はじめ石田裁判官、三宅裁判官に「同志だったんだ！」という喜びがこみあげた。最高！この判決文は、市民の立場に立ったわかりやすい言葉で、すべての原発に共通する根本的危険性を述べている。そして、これからの脱原発運動のバイブルにもなっていくだろう。

今回の裁判では有志の多くの弁護士さんたちが加わって下さった。各準備書面は一字一句を吟味しながら、文字通り全力を傾注して作成されたものである。私はこの準備書面の検討場面を幾度か目にし、真剣に議論を進める弁護士さんたちの「本気度」に感動した。

一市民として特別な知識や才能があるわけではない私は、それでも卑下することなく「私も原発をなくしたい。もう3.11は繰り返したくない。誰かを犠牲にする原発は嫌だ。」と訴え続けていきたい。この判決文を携えながら。

2014年5月24日

福井から原発を止める裁判の会 事務局 小野寺 恭子

原告の一人として

## 樋口英明裁判長の人としてのまっとうさが世界を救いますように

水戸喜世子

私は福井地裁で今年の1月22日第6回の口頭弁論で意見陳述をさせていただきました。私の住む高槻市は80キロ圏にあって、琵琶湖の水の恩恵があってこそ、日々の暮らしが成り立っている近畿圏の実情を伝えました。いったん事故で琵琶湖が汚染されることがあれば、最低100年は回復不能であること、近畿中部の経済圏は崩壊せざるを得ない事実を訴えました。これは、今も営々と東北の山の線量測定をしている友人の専門家から折に触れ、直接聞いている知見に基づくものです。山の汚染は除去不能であり、とりわけ湖のように流出口がない場合は、湖底への蓄積は深刻なのです。

こうやって毎法廷ごとに20分ほどの時間を割き、なぜ自分が原告になって、大飯原発を止めたいと思っているのかを縷々裁判長や関電の弁護団に向かって語りかけるのです。大飯原発から数キロのところに住む住民の、逃れようのない地理条件から来る不安、福島で被災し、原発難民になった人の健康不安、また最近多発している基準地震動をこえる地震に、原発は耐えられないこと、使用済み核燃料プールの構造の弱さについて原告として訴えました。裁判長は少々の時間超過があってもだまって聞いていましたが判決要旨を読んだいま、樋口裁判長は無表情な中にもしっかりと耳を傾けておられた事を理解しました。訴えはすべて判決文に盛り込まれました。

樋口裁判長は時に顔を紅潮させて、関電代理の弁護団を叱責しました。「地震の被害の予想をどう考えているのか、極めて基本的なことなのに、いまだにこたえていない。使用済み核燃料プールが堅固なものに囲まれていないという指摘についても、なぜ期日までに答えない!？」私は、点差が開きすぎた野球観戦をしている気分になりました。やる気をなくして、試合放棄をしているように見受けられました。論理で勝てっこないのでジャッジ(規制委員会)との裏取引に賭けているんじゃない?と傍聴席からささやきが漏れることもありました。結審の時になって初めて、黒背広の関電社員の一団があらわれて、傍聴席の三分の一を占領してしまったので、抽選漏れで法廷に入れられない人が何時もより多く出て、次は大法廷を用意せよと、迫る場面もありました。関電社員は若くて秀才然とした青年たちでしたが、やっていることは判決前の裁判長に圧力をかけに来たわけですから、暴力団の振る舞いに似ているとおもいました。

肝心の判決当日は、被告席に関電側代理人の姿はなく、傍聴席にまばらに背広姿があっただけでした。大差で負けた野球の試合でも最後に整列をして、互いの健闘をたたえるのが礼儀というもの。法に対する畏敬すら投げ捨てた姿を天下にさらしました。判決から一夜明けて、寝覚めの何とさわやかなこと。まだ夢を見ているよう。判決が夢で

はなかったことを一面トップの朝刊で確認し、急いで福井駅に向かう。私は飛び入りで、原告の一人として、弁護団、事務局にくっついて、関電本社への申し入れ行動を共にすることになりました。「判決を重く受け止め控訴の愚を犯さぬように」と言う申し入れをするためです。他の地元スタッフは同じ頃、福井県庁への要請行動をしているはずですが。

関電本社ではあらかじめアポを取っておいたにもかかわらず、私たちを迎え入れたのは、椅子一つない牢屋のような薄暗い一室でした。城のような瀟洒な大ビルディングにこんな部屋があったとは。お殿様にタテを突く小作人のお仕置き部屋なのかもしれません。かなり子供じみた次元の、むき出しの敵意を感じましたが、よほど我慢ならなかったのでしょうか。人格権を脅かす最大の公害が原発であるという法のさとしを、謙虚に聞いてほしいと願いました



が、そんな心の余裕はなく、すさんだ敵意だけを感じました。外では勝訴を聞いて駆けつけた美浜の会をはじめとする市民たちが「関電は負けました!!」と声をあげていました。そうだ。まず潔く負けを認めるところからしか始まらない。なぜ負けたのか、頭を冷やして、一人の人として、この判決文をよめ。子供でも分かるような 噛んで含めるような判決文は、まっとうな言葉で満ち満ちている。二度と泥沼の過ちを犯さないための警告の書として彼らは、念仏のように繰り返し読まなければならない。人の命と暮らしを簡単に奪ってしまう大量殺人装置を所有し、操作している当事者だから。

「あなたたちは法場で、負けました～」というシュプレヒコールが大阪の青空に、いつまでもこだまとなって鳴り響いた。

勝訴を伝える横断幕「司法は生きていた！」が私たちの今の思いを表しています。三権分立が絵にかいた餅に墮しているこの国にあって、何と毅然とした判決文であったことか。国民の法への信頼を辛うじてつなぎとめた樋口裁判長に、治安をこととする「国家」は感謝状を送って、称えなければならない。勇氣ある一石が日本と世界を救う大きな波紋になるきっかけとなってほしいと願います。

台湾で無期限ハンスト、無期限座り込みの決意を高らかに示して、核四を凍結に持ち込んだ台湾の友人たちに、誇らしい思いで、この判決文要旨を送ってあげようと思っています。台湾の友人の決起に連帯したいと、現地に飛び、馬総統宛に送った「原発は即時停止しなければ危険である」という私たち日本人有志の要請文に「非核のくに（郷）づくりに、国中の英知を集め、エネルギー政策を作る会議を開く」と、曲がりなりにも誠実な返事をくれた馬英九総統にも、一抹の期待を込めて。

## 福井地裁判決の意義と内容について

弁護士 安部 剛

### 1 本判決が提示した画期的な判断枠組

(1) 福島のような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断対象とされるべきである

(2) この理は、原子炉規制法等の行政法規の在り方によらない。規制基準の対象となっている事項や電力会社の自主判断にゆだねられている事項についても、(1)の理に基づく裁判所の判断が及ぼされるべきである。規制基準に適合しているか否かの判断は、高度な専門的知見を要するが、(1)の理に基づく判断には、必ずしも高度な知見を要しない。

### 2 原子力発電の特性についての明快な判示

### 3 冷却機能の維持についての欠陥を指摘

(1) 1260 ガルを超える地震が大飯原発を襲う危険があること

(2) 700 ガル以上、1260 ガル未満の地震について

ア ストレステストの関電報告（「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた大飯発電所4号機の安全性に関する総合評価（一次評価）の結果について（報告）」について検討している。

イベントツリーによる防止策の有効要件として3要件を指摘

- ① 地震や津波のもたらす事故原因につながる事象を余すことなく取り上げる
- ② これらの事象に対して技術的に有効な対策を講じること
- ③ これらの技術的に有効な対策を地震や津波の際に実施できること  
→これらを満たしていないことを指摘

イ 基準地震動について

→全国で20か所に満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以降10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然。

上記4つの原発と同様の分析手法に基づきなされたにもかかわらず、被告の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見出せない。

ウ 安全余裕について

(3) 700 ガル未満の地震について

700 ガル未満でも、主給水ポンプや外部電源喪失が生じる。

その場合においてもイベントツリーが用意されているが、一つでも手順に失敗すると加速度的に深刻な事態に進展し、未経験の手作業が増えていく。その困難性は(2)のとおりである。

4 閉じ込めるとい構造について

(1) 使用済み核燃料が格納容器のような堅固な設備内にはないことを指摘

(2) 福島事故においても4号機の使用済み核燃料プールが危機的状況に陥ったこと

(3) 被告の主張(冠水状態を保てばよいため堅固な施設は不要)に対して

→①外部からの不測の事態に対して、堅固な施設によって防御を固められてこそはじめて万全の措置を取られているといえることができる。

②電源喪失事故において、使用済み燃料プールの冷却設備の耐震クラスはBクラスであっても耐震裕度がある旨の主張は採用できない  
使用済み燃料プールが危機的状況にあるときは隣接する原子炉も危機的状況に陥っていることが多いということを念頭におかなければならないのであって、このような状況下で確実に給水できるとは認めがたい。

5 原告のその余の主張について

制御棒挿入時間の問題、応力腐食割れ、格納容器サンプの問題等の科学的専門的問題について、選択的主張であるとして、判断は敢えてしていない。

高レベル核廃棄物について、道義的にはこれ以上ない重い問題と指摘。

6 被告のその余の主張について

以上

## 大阪高裁の大飯原発3，4号機運転差し止め仮処分命令申立事件の 決定に対する弁護士コメント

5月9日、大阪高裁は、住民の抗告を却下した。この決定は、原発の危険性に関する判断を一切回避したもので、司法の責任を放棄したものと云わざるを得ない。

一方で、この決定は、いかなる意味においても、大飯原発が安全であることを示すものではない。

今回大阪高裁が出した決定は、現在福井地裁で行われているような「訴訟」に対する判断ではなくて、あくまでも「仮処分の申立」に対する判断である。

仮処分の申立について定めた民事保全法は、13条1項において、「保全命令の申立は、…保全すべき権利…及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならない。」と規定するところ、大阪高裁は、「保全すべき権利」、つまり、住民らが関電に差し止めを請求する権利があるか否かについては、一切判断しなかった。大阪高裁は単に、「保全の必要性」、つまり、判決が作成されるのを待っていたのでは権利の実現が不可能か困難になるほどの緊急性があるかどうかを判断したに過ぎない。

大阪高裁が被保全権利を否定できなかった背景に、大阪の原告団・弁護団の粘り強い努力があったことは容易に想像することができ、大阪の皆さんに、改めて最大限の敬意を表したい。

また、福井地裁判決に期待される歴史的役割は、大阪高裁が判断を回避したことで、ますます大きなものとなった。我々福井弁護士は、今後も大阪の、そして全国の皆さんと連携して、大飯原発の差し止めに向けて、引き続き努力していく。

2014年5月12日

福井「大飯原発3，4号機運転差し止め請求事件」弁護士団長 佐藤辰弥

## 画期的な福井地裁判決を受けて 共同声明

# 関電は判決に従い、大飯原発・高浜原発の再稼働を断念せよ 関電は原子力から撤退せよ

5月21日、福井地方裁判所は、「大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」との判決を下した。

私達は、福井の原告団・弁護団の活動に深く敬意を表し、大きな喜びをもって判決を迎えた。

判決は、福島原発事故の被害の甚大さと住民の苦渋を正面から受け止め、このような事故を二度と繰り返してはならないという強い精神によって書かれている。「福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である」と明言している。そして、「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる」として、司法の社会的役割を強調して、運転差し止めの判決を下した。

判決は、関電の姿勢をことごとく厳しく批判している。大飯原発の安全性について「万全ではないのではないか」という疑いが残るといふにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものである」「国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見解に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない」と厳しく関電を批判している。

判決は、敷地内活断層について、「大阪地方裁判所の仮処分事件においても主要な争点のひとつであった」として私たちの裁判にも言及し、関電がこれまでと全く異なる「新F-6」破砕帯を主張したことについて、「被告の調査能力の欠如や調査の杜撰さを示すものである」と関電を批判し、敷地内外の「被告の地震想定は信頼性に乏しいといえる」と言明している。

さらに、原発がコストの低減につながるとする関電に対し「極めて多数の人の存在そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている」。貿易赤字等による国富の喪失論に対しては、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と、福島原発事故で故郷を奪われた多くの人々が現に存在している厳しい現実を改めて突きつけている。

この判決は、原告だけでなく、関電の原発により被害を被る関西の市民に向けても発せられたものと受け止めている。

私達は、福井地裁の画期的判決を受け、以下を強く求める。

関電は控訴を断念せよ！

関電は判決に従い、大飯原発・高浜原発の再稼働を断念せよ！

関電は、原子力から撤退せよ！

2014年5月22日

おおい原発止めよう裁判の会（連絡先：美浜の会気付け）

グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL:075-701-7223 FAX:075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

## 東京電力、原子力規制委員会、資源エネルギー庁に対する抗議文 汚染水の海洋放出に抗議する

本日（5月21日）、東京電力はこれまで貯めていた約560トンの汚染水を海洋に放出した。政府はこれを積極的に容認した。この無謀な行為に強く抗議する。

今回の放出は、これから1日あたり100トンの汚染水を放出する皮切りとなる。年間最大で1.8億ベクレルのベータ線放射能と550億ベクレルのトリチウムが海洋に放出されることになる。濃度規制はあるものの、放出総量は規制の対象からはずされている。

12カ所の地下水バイパスくみ上げ井戸は、膨大な汚染水が貯蔵されているタンク群の下流にある。昨年8月に漏えいした300トンの高濃度汚染水は、2カ月を経て約20メートル離れた観測井戸E-1に到達したが、そのような影響がこれから地下水バイパスくみ上げ井戸に及ぶのは必至である。現に、No.12井戸のトリチウム濃度は、4月15日に運用目標の1500ベクレル/Lを超え、その後も高いレベルを維持している。ただし、政府はNo.12井戸のトリチウム濃度上昇の原因は分かっていないという。このような状況で、海洋放出に踏み切った行為は到底認められるものではない。

他面、この海洋放出は、福島第一原発の汚染水がいかに深刻な問題であるかを表している。ひとたび原発事故が起これば、海洋汚染は免れ得ないことを如実に示している。

膨大な汚染水の存在と日々の増大は、福島第一原発事故の継続であり拡大である。どのルートで汚染水が格納容器の外にでてくるのか、そのルートが開いた原因は地震によるものか等は何も解明されていない。それにも関わらず、他の原発の再稼働審査では、汚染水対策は避けてとおるように完全に棚上げにされている。

いまは、汚染水問題に全力で取り組むべきときであり、再稼働審査は棚上げにすべきである。

海洋放出された放射能は生物濃縮され、海流や魚によって各地に運ばれていく。海は国際的につながっている。人類や生物の生みの母、育ての母である海を汚染する行為は決して許されるべきではない。

ゆえに、強い抗議の意思をもって以下を要求する。

- ・直ちに汚染水の海洋放出を中止せよ。
- ・汚染水対策に全力を挙げ、再稼働審査を中止せよ。

2014年5月21日

反原発・かごしまネット／ 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会  
グリーン・アクション／ フクロウの会／ 国際環境 NGO FoE Japan／ 美浜の会

連絡先団体：美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）  
大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581